

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

# 「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

## ちょっと待って!! そのネット注文 **定期購入** ですよ!

「お試し」「初回限定●%オフ」などとお得感を強調したサプリメント、美容・化粧品、健康食品などのネット注文は、『注文を確定』を押してしまう前に必ず確認を!



### 確認するポイント

#### ① 1回限りの購入ですか？

「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます

#### ② 2回目からはいくらですか？

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います

#### ③ 解約方法は？

1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？



上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。個別被害の相談は「188」へお問い合わせください。

## 見守り 新鮮情報

### ネット広告で見た不用品回収 10倍以上の料金に

インターネットで「1.5トントラックに詰め放題 39,800円」という広告を見て、不用品の回収を申し込んだ。作業当日、詰め込み後に事業者から領収書へのサインを求められ、金額を確認すると約65万円だった。不用品を運び出してもらわないと困るので、やむを得ずサインをしたが、作業前に金額について説明は受けておらず、支払いたくない。(当事者：70歳代 男性)

#### 【ひとこと助言】

ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署に問い合わせるとよいでしょう。また、作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。



～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）  
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

